

障害者労働組合とは.....



障害者労働組合『わたしたちの要求』 ～障害者も働きたい～

障害者（手帳所持に関係なく、中途障害者および難病を含む）であっても、働きたいというねがいや意欲は、障害のない人と同じです。

働く権利と生きる権利は、日本国憲法で保障されています。また、障害者権利条約でも、障害のない人たちと同じとされています。しかし、現在の日本では、障害者という理由で就職ができなかったり、賃金や労働条件などが平等ではありません。また、障害者福祉サービス事業所で働いている人（利用者）は、働く権利が保障されません。さらに、働いていても、障害に応じた適切な配慮がされなかったり、賃金が低く社会人として自立した生活ができません。

私たち、障害者労働組合は、働く権利の確立と、障害者も、障害のない人と、同じ生活ができること、働く条件をよくするために、障害者労働組合をつくりました。

わたしたちの要求

- 1、障害者することを、正しく知ってほしい。
- 2、障害のない人たちと同じように、働く権利を保障してほしい。
- 3、働ける場所をふやしてほしい。
- 4、働くすべての障害者に、少なくとも最低賃金を払ってほしい。
- 5、働くすべての障害者が、あんしんして働きづけられる法律を、障害者の意見を聞いてつくってほしい。
- 6、障害者が働くために、障害に応じた配慮をしてほしい。
- 7、障害者に差別や虐待をしないでほしい。

